

総務常任委員会次第

令和2年9月25日（金）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局関係

① 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第72号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 中村 税制課長

議案第76号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第6号）〔分割付託分〕

歳入 箕作 財務部長兼財務室長

歳出 1款 議会費、2款 総務費のうち議会局関係分

..... 西海 議会局次長

2款 総務費のうち総務局関係分、6款 消防費

..... 箕作 財務部長兼財務室長

② その他

----- （理事者入れ替え） -----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第78号 市有土地処分のこと

※ 資料参照 種本 プロジェクト推進室課長

② 報告事項（5件）

ア 令和元年度ふるさと納税実績報告について

※ 資料参照 …………… 藤田 シティセールス課長

イ 養育費に関する施策の実施状況について

※ 資料参照 …………… 村山 市民相談室課長

ウ インクルーシブ施策の取組状況について

※ 資料参照 …………… 西山 SDGs推進室課長

エ LGBTQ+／SOGIE施策の推進について

※ 資料参照 …………… 中島 SDGs推進室課長

オ JT跡地の活用状況について

※ 資料参照 …………… 種本 プロジェクト推進室課長

③ その他

3 閉 会

以 上

| |
|------------------|
| 総務常任委員会資料 |
| 2020年（令和2年）9月25日 |
| 総務局税務室税制課 |

議案第72号関連資料

明石市市税条例の一部改正（案）について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として税制上の特例措置を講じるとともに、令和2年度税制改正における地方税法等の一部改正を受けた所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2. 概要

(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症について、税制面から必要なサポートを行うため、個人市民税に係る寄附金税額控除の対象を次の通り拡大します。

① 中止となったイベント代の払戻請求権を放棄した場合の代金相当額

対象：令和2年2月～令和3年1月に国内で中止されたイベント

目的：イベント事業者の操業資金の確保

内容：当該相当額について所得税の寄附金税額控除が新たに適用されることから、個人市民税においても同様の措置をとります。

② ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に対する寄附

対象：当該基金の創設日以降に同基金に対して行った寄附

目的：感染症対策の最前線に立つ医療従事者の支援

備考：あかし支え合い基金に対する寄附は、国・地方公共団体に対する寄附（いわゆる「ふるさと納税」）に含まれます。

(2) 先端設備に係る固定資産税の課税標準の特例

中小事業者等の生産性革命を実現するため、かねてより一定の条件を満たす先端設備投資について固定資産税の課税標準を軽減する措置が講じられているところ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも先端設備投資を行った中小事業者等を支援する観点から、現行の制度が拡充されたものです。制度の趣旨に鑑み、本市では拡充された部分の固定資産税についても、課税標準を現行と同じく零とするものです。

現行：機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備

新制度：現行の対象資産、事業用家屋、構築物

(3) 軽自動車税環境性能割の税率に係る臨時的軽減措置の延長

軽自動車購入時に自動車の燃費性能等に応じて課税される環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月間延長するとともに、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

(4) ひとり親に係る控除制度の創設

寡婦(寡夫)控除における男女間の格差を見直すとともに、これまで控除対象外であった未婚のひとり親についても、寡婦(寡夫)と同様の取り扱いとします。

現行

| 本人の性別 | 本人の所得等 扶養親族 | 配偶者と死別 | | 配偶者と離別 | | 未婚のひとり親 |
|-------|----------------|--------|-------|--------|-------|---------|
| | | ～500万 | 500万～ | ～500万 | 500万～ | ～500万 |
| 女性 | 子を扶養 | 30万 | 26万 | 30万 | 26万 | — |
| | 子以外を扶養 | 26万 | 26万 | 26万 | 26万 | — |
| | 扶養親族無し | 26万 | — | — | — | — |
| 男性 | 子を扶養 | 26万 | — | 26万 | — | — |



改正後

| 本人の性別 | 本人の所得等 扶養親族 | 配偶者と死別 | | 配偶者と離別 | | 未婚のひとり親 |
|-------|----------------|--------|-------|--------|-------|---------|
| | | ～500万 | 500万～ | ～500万 | 500万～ | ～500万 |
| 女性 | 子を扶養 | 30万 | — | 30万 | — | 30万 |
| | 子以外を扶養 | 26万 | — | 26万 | — | — |
| | 扶養親族無し | 26万 | — | — | — | — |
| 男性 | 子を扶養 | 30万 | — | 30万 | — | 30万 |

※控除額が30万円の部分がひとり親控除、控除額が26万円の部分が寡婦控除

(5) その他地方税法の改正に伴う措置

○新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例

当該感染症の影響で収入が前年同期比 20%以上減となった者に対して、無担保かつ延滞金免除となる徴収猶予を創設します。(令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 2 月 1 日に納期限を迎える徴収金が対象)

○中小事業者等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が 30%以上減少した中小事業者等が所有する固定資産について、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する措置を講じます。(令和 3 年度課税分が対象)

○一部延滞金の割合の引下げ

市中金利の低迷を鑑みるとともに、より納税しやすい環境を整える面から、徴収猶予(特例を除く)に係る延滞金及び法人市民税の納期限の延長に係る部分の延滞金の割合を 0.5 ポイント引き下げる措置を講じます。(令和 3 年 1 月 1 日以降の期間に対応する延滞金が対象)

(6) 今回の緊急経済対策に係る減収補填措置

今回の緊急経済対策においては、次の通り補填されます。

○全額国費による補填

- ・先端設備に係る固定資産税の課税標準の特例
- ・軽自動車税環境性能割の税率に係る臨時的軽減措置の延長
- ・中小事業者等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

3. 施行期日

公布日施行

ただし、次に掲げる措置については、それぞれの施行日とします。

○令和 3 年 1 月 1 日施行

- ・新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例
- ・ひとり親に係る控除制度の創設
- ・一部延滞金の割合の引下げ

議案第78号関連資料 市有土地処分について

旧あかねが丘学園跡地については、2020年2月に公募型プロポーザルによる売却手続を開始し、8月に優先交渉権者を決定の上、土地売買契約(仮契約)を締結したところです。

つきましては、旧あかねが丘学園跡地の売却について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議案を提案するものです。

1 市有土地処分の内容

(1) 処分しようとする土地

所在地 明石市松が丘5丁目2番(別紙1「位置図」参照)

地目 宅地

地積 22,019.03㎡

(2) 処分価格(売却代金)

1,000,000,000円 ※1㎡当たり45,415円

(売却基準価格 449,000,000円)

(3) 処分の相手方(売却先)

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

2 市有土地処分に向けた取組

(1) 売却先の選定手続

| 時期 | 内容 |
|------------|--------------------------|
| 2020年2月7日 | 公募売却手続の開始 |
| 2020年4月1日 | 一次審査(資格審査)の実施(8者応募・8者通過) |
| 2020年7月21日 | 二次審査(プレゼンテーション)の実施(5者応募) |
| 2020年8月4日 | 優先交渉権者の決定 |

(2) 優先交渉権者の決定

ア 二次審査結果

(単位：点)

| 審査項目 | 配点 | 優先交渉権者 | 次点者 | 応募者 C | 応募者 D | 応募者 E |
|-------|-------|--------|------|-------|-------|-------|
| 事業計画点 | (70) | 60.3 | 61.9 | 50.0 | 38.0 | 36.0 |
| 価格点 | (30) | 26.3 | 21.8 | 17.4 | 30.0 | 13.1 |
| 合計点 | (100) | 86.6 | 83.7 | 67.4 | 68.0 | 49.1 |
| 順位 | | 1位 | 2位 | 3位 | ※ | ※ |

(※事業計画点が42点(6割)に満たないため、失格)

優先交渉権者 積水ハウス株式会社

次点者 大和ハウス工業株式会社神戸支社(代表構成員)

ミサワホーム株式会社

セキスイハイム近畿株式会社

パナソニックホームズ株式会社

イ 提案内容

① コンセプト

「子どもにとってやさしいまち」は「誰にとってもやさしいまち」という考え方を基本に「明舞らしさを紡ぐ風景づくり」「安全・安心で快適な住環境づくり」「幸せが続くコミュニティづくり」の3本柱をまちづくりのテーマとして設定しています。

② 土地利用計画

戸建住宅 14,431.10㎡(85区画 平均敷地面積169.78㎡)

公園 678.70㎡

集会所 189.34㎡(延床面積77.50㎡)

※提案内容の概要は、別紙2「事業計画概要」参照

(3) 市有土地処分に向けた手続

ア 覚書の締結(8月7日)

優先交渉権者としての地位の確認、契約保証金などを定めた「基本協定及び土地売買仮契約を締結するまでの基本的事項に関する覚書」を締結しました。覚書の締結に当たり、売却代金の1割相当額(100,000,000円)を契約保証金として、同日付けで受領しています。

イ 基本協定の締結(9月3日)

旧あかねが丘学園跡地の具体的な開発計画となる事業実施計画、実施計画の確実な履行の担保などを定めた「基本協定」を締結しました。

ウ 土地売買契約(仮契約)の締結(9月3日)

土地利用の条件、買戻し特約などを定めた「土地売買契約(仮契約)」を基本協定の締結と同日に締結しました。本議案の議決を経て、本契約として成立する予定です。

3 今後のスケジュール

(1) 本契約後のスケジュール

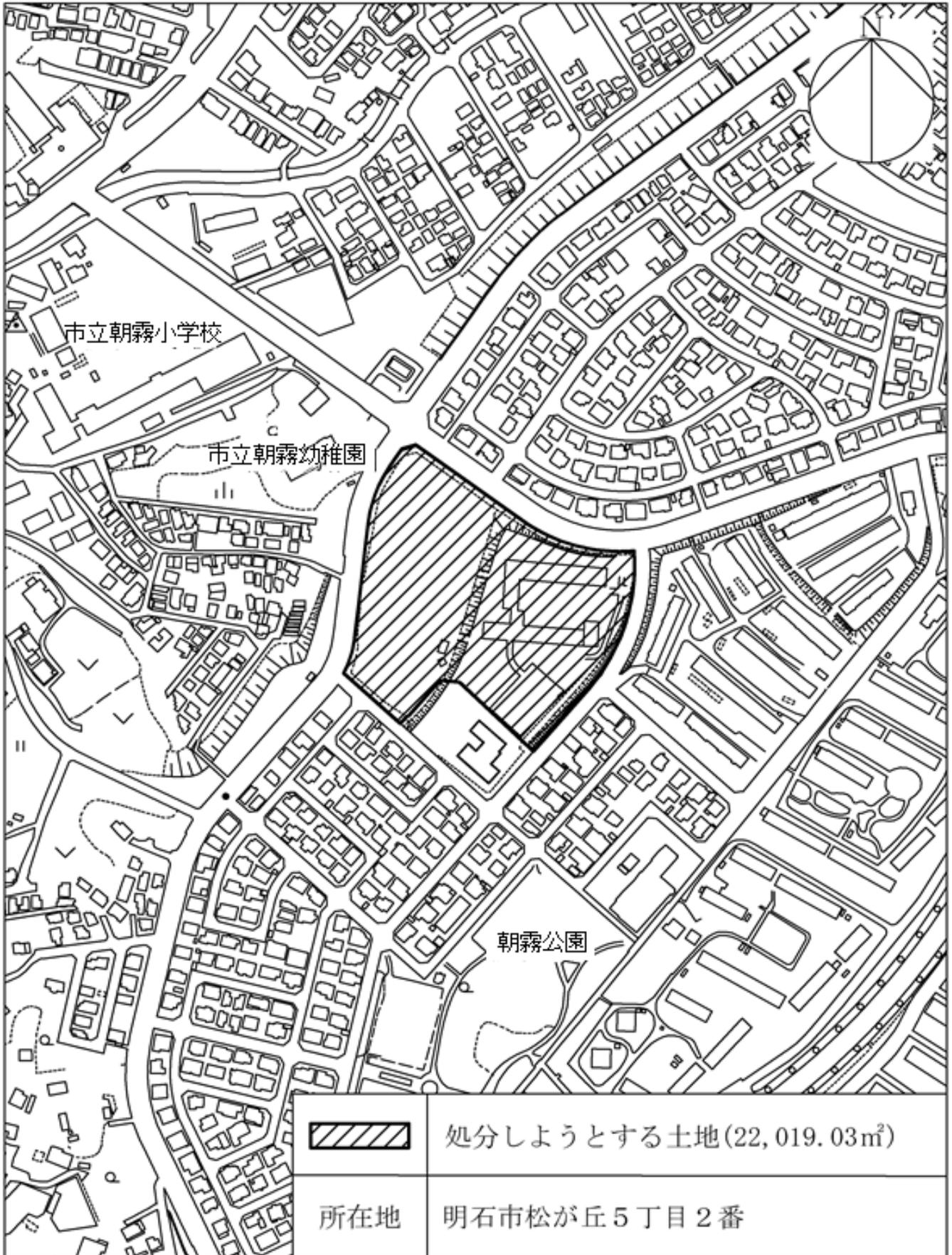
土地売買契約に基づき、本契約成立後、30日以内に売却代金の残金を受領し、売却代金受領日付けで所有権移転登記の申請及び土地の引渡しを行います。その後、引渡しから1か月後を目途に売却先から地元住民に対して事業内容について説明会を実施する予定です。

今後も事業実施計画の確実な履行に向け、売却先との連携を図っていきます。

(2) 開発のスケジュール(予定)

| | |
|------|--------------------------|
| 解体工事 | 2021年1月～2021年9月(9か月) |
| 造成工事 | 2021年12月～2023年9月(1年10か月) |
| 住宅販売 | 2023年10月～2026年1月(2年4か月) |

位置図



事業計画概要

まちづくりのテーマについて「明舞らしさを紡ぐ風景づくり」「安全・安心で快適な住環境づくり」「幸せが続くコミュニティづくり」を3本柱として設定し、以下のことを取り組みます。

まちづくり計画

まちの外周の緑化など「周辺の景観との調和」や交差点へのポケットパークの提供による「地域の安全性への寄与」、周辺住民の公園・集会所利用につながるフットパスの設置など「周辺の利便性への配慮」に取り組みます。

住環境整備計画

戸建住宅地としての「良好かつ持続可能で明舞らしい住環境」の創出と維持のため、日照・通風に配慮した配棟や隣との高低差を抑えた宅地割を実施。明舞景観デザインコードを踏まえた明るく緑豊かで明舞らしい街並みをつくり、住民や管理組合で育てていきます。

道路・動線計画

まちの道路を車の交通量に応じた3段階で計画し、歩行者と自動車との安全・安心に配慮。また、外周道路への車の出入口は2カ所とし、周辺地域の車との出会い頭の事故を抑制する計画とします。

防災計画

〈住まいの防災〉として、太陽光発電(9割以上)、蓄電池(3割以上)を設置します。〈まちの防災〉として、公園・集会所にかまどベンチや備蓄倉庫等の防災設備を用意します。被災時は、〈積水ハウス〉が速やかに救援・復旧に駆けつけます。

生活環境への配慮

まちの中心に、子どもから高齢者まで、まちの内外を問わず多世代の地域住民が楽しめる公園・集会所を設置。管理組合を立ち上げて、住民の手で施設や植栽の維持管理に取り組みながらつながりを育て、周辺のコミュニティと交流に広がっていきます。

先進的な住環境

まち全体のエネルギー収支ゼロを目指し、住宅は「全棟 ネットゼロエネルギーハウス」で計画します。また、「室内の空気環境配慮仕様」や「ユニバーサルデザイン」の採用、親子がいつでも一緒に過ごせる「大空間リビング」の住まいを提供します。

イメージパース(北方向から見た鳥瞰図)



令和元年度 ふるさと納税実績報告について

本市の令和元年度のふるさと納税については、これまでの応援プランの見直しから始まり、返礼品の拡充、首都圏への広告、イベントの実施等の取り組みにより、納税の受入件数及び寄附金額ともに、前年度比2倍を超える大幅な増加となりました。収支につきましても、黒字に転じております。

1. これまでの取り組み内容

- (1) 応援プランリニューアル(わかりやすい応援内容に)
- (2) 返礼品の見直し(1種類⇒135種類、現在333種類)
- (3) キャンペーンやイベント出展の実施(リニューアル・年末キャンペーン、首都圏への出展)
- (4) 納税受付サイトの追加(ふるさとチョイス、楽天)
- (5) 国のふるさと納税の制度改正による見直し等

2. 令和元年度実績 [寄附入金額:当初目標額 160,000千円]

- (1) 281,108,010円(11,804件) *前年度比273.7%(245.2%)

月別実績推移

<千円>

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|---------|
| H30 | 10 | 52 | 60 | 3,830 | 4,940 | 5,505 | 10,635 | 17,253 | 44,608 | 4,465 | 4,575 | 6,893 | 102,826 |
| R元 | 8,125 | 12,310 | 7,865 | 5,340 | 8,680 | 14,415 | 20,435 | 48,740 | 117,938 | 9,090 | 12,445 | 15,725 | 281,108 |
| R2 | 16,542 | 17,903 | 15,498 | 18,659 | 15,420 | | | | | | | | 84,022 |

- (2) 市内外の実績 ※国の制度改正により令和元年度より自団体住民への返礼品の提供中止

| | 市 民 | | 市 民 以 外 の 人 | |
|------|------|---------|-------------|---------|
| | 受入件数 | 受入額(千円) | 受入件数 | 受入額(千円) |
| H30年 | 388件 | 13,426 | 4,438件 | 89,400 |
| R元年 | 14件 | 470 | 11,790件 | 280,638 |

3. 令和元年度の収支状況 ※市民税控除額の3/4を交付金算入額として試算

(明石市への寄附) (市民税控除額) (交付金算入額) (収支)

281,108千円 - 515,090千円 + 386,318千円 = 152,336千円

※ (収支) (令和元年度 歳出:返礼品等経費) (経費を差し引いた実質収支)

152,336千円 - 136,218千円 = 16,118千円

【参考】 過去3年間の収支の推移

| | 明石市への寄附 | 市民税控除額 | 交付金算入額 | 収支 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 令和元年度 | 281,108千円 | 515,090千円 | 386,318千円 | 152,336千円 |
| 平成30年度 | 102,826千円 | 472,098千円 | 354,074千円 | ▲15,198千円 |
| 平成29年度 | 5,384千円 | 342,813千円 | 257,110千円 | ▲80,319千円 |

4. 応援プラン別実績

| | 応援プラン | 件数 | 寄附額 |
|---|------------------|--------|--------------|
| 1 | 明石のやさしいまちづくりを応援 | 3,770 | 93,165,000円 |
| 2 | 明石の子育てを応援 | 3,739 | 89,950,000円 |
| 3 | 市長(自治体)におまかせ | 2,163 | 50,230,000円 |
| 4 | 明石ダコの保護 | 1,317 | 29,675,000円 |
| 5 | 明石のたからもの応援 | 390 | 7,915,000円 |
| 6 | 明石商業高校に熱い応援を! | 327 | 7,503,000円 |
| 7 | 市制100周年に向けての施策応援 | 98 | 2,670,010円 |
| | 合計 | 11,804 | 281,108,010円 |

5. 返礼品件数TOP10 *333商品 89事業者

| | | | |
|----|------------------------------------|-----|-----------------------|
| 1位 | 生ズワイ蟹セット(カット済)1.2kg | 6位 | 釜揚げ明石だこ |
| 2位 | ミックスナッツ塩味 500g | 7位 | 生ズワイ蟹 蟹しゃぶ用 500g |
| 3位 | パンパース 8 パックとおしりふき 2 パック (パンツ L) | 8位 | パンパースオムツ 3 パック(パンツ L) |
| 4位 | パンパースオムツ 4 パック(パンツ L) | 9位 | パンパースオムツ 4 パック(パンツ M) |
| 5位 | パンパースオムツ 4 パック(テープ S) | 10位 | トレイルミックスナッツ |

6. 今年度の取り組み

今年度につきましては、納税受付サイト(ふるなび)の追加、地元企業との連携によるさらなる返礼品の拡充を図り、様々な機会を捉えて本市の情報発信に努めます。

さらに、感染症対策に要する財源の拡充や返礼品を通じた企業支援を図るため、ふるさと納税の応援プランに「新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金」を追加しています。

加えて、まちづくり戦略の取組に対する民間資金の活用を図るため、企業版ふるさと納税制度の導入に向けた取り組みを進めていきます。(別紙資料参照)

今後とも引き続き、本市の魅力を市内外に積極的に発信し、本市のまちづくりの応援団を増やすとともに、市民が愛着と誇りを持って暮らし続けることができるよう、シティブランド力を高めていきます。

7. その他 【参考】令和元年度の兵庫県下の政令指定都市、中核市の状況

* ふるさと納税受入額順

| 市町名 | ふるさと納税をした市民数 | 市民税控除額(千円) | ※交付金(千円) 市民税控除額*3/4 | ふるさと納税受入額(千円) | 収支(千円) |
|-----|--------------|------------|------------------------|---------------|----------|
| 神戸市 | 66,295 | -4,345,093 | 3,258,820 | 654,685 | ▲431,588 |
| 明石市 | 12,868 | -515,090 | 386,318 | 281,108 | 152,336 |
| 西宮市 | 28,340 | -1,644,732 | 1,233,549 | 55,792 | ▲355,391 |
| 尼崎市 | 16,785 | -659,807 | 494,855 | 35,025 | ▲129,927 |
| 姫路市 | 17,546 | -813,569 | 610,177 | 24,738 | ▲178,654 |

※ 交付金は、市民が行ったふるさと納税で、住所地の地方公共団体が減収となる住民税分のうち75%が地方交付税で補填されることから、市民税控除額の3/4を交付金算入額として試算したもの

企業版ふるさと納税制度について(概要)

企業版ふるさと納税は、ふるさと納税(個人のみ)のように、民間企業等の法人が、本社所在地以外の自治体に寄附をした場合に、税制上の優遇制度を受けられる制度です。

1 制度について

| | |
|---------|--|
| 目的 | 地方創生の更なる充実・強化に向けて、民間資金を活用して地方公共団体の地方創生への取組を後押しすること |
| 概要 | 地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた新規・拡充事業に対して、民間企業等が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度(返礼品はなし) |
| 税制措置の内容 | <p><2019年度まで></p> <p><2020年度から></p> <p>(例)1,000万円寄附すると、最大900万円が軽減(企業負担は100万円) ①損金算入の効果300万円(税金の額を算出する際に費用として計上) ②最大600万円が税額控除(算出された税金の額から控除)</p> |
| 実施期間 | 2020年度から2024年度まで |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・本社が所在する地方自治体への寄附については対象外 ・1企業における寄附は10万円から ・寄附を行うことの代償として経済的な利益供与は禁止 ・寄附金を基金に積立てる場合は、設置根拠の条例に事業単位で特定のもののみに充てられることが明確に定められていることなどの制限有 |

【参考】ふるさと納税制度(個人版)との違い

| | 企業版ふるさと納税 | ふるさと納税 |
|-------|-------------------|------------------------------|
| 目的 | 企業の地域貢献の想いをカタチにする | ふるさと等を応援した気持ちをカタチにする |
| 寄附者 | 民間企業(寄附先は本社所在地以外) | 個人(寄附先の制限なし) |
| 実質負担額 | 寄附金額の約1割 | 2,000円(所得に応じて寄附が一定額を超えると負担増) |
| 寄附使途 | 地方公共団体の地方創生事業 | 地方公共団体が自由に活用 |
| 返礼等 | 経済的利益の供与は禁止 | 特産品PR等の返礼品贈呈が定着 |

2 県内の状況

兵庫県及び県内 29 市のうち 20 市が認定を受け制度導入済。

| | |
|------|---|
| 認定団体 | 兵庫県 神戸市、姫路市、洲本市、伊丹市、豊岡市、西脇市、高砂市、宝塚市、 三木市、川西市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、 南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市 |
|------|---|

3 手続き

(1) 認定申請

地域再生計画を作成し、内閣府に事前相談を経て申請する(地域再生計画は、総合戦略と同内容)。

(2) 寄附金受領時

寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対して、寄附を受領したことを証する書類を交付する。

(3) 実績報告

毎年度、受領した寄附額や寄附を充当した事業の内容、事業費及び関連する KPI(重要業績評価指標)を国へ報告する。

(4) 効果検証

毎年度、行政以外の第三者を参画させた体制で検証を行う(国へ報告)。

養育費に関する施策の実施状況について

本市では、離婚等におけるこども養育支援に取り組んでおり、本年度からは、受け取れていない養育費を市が立て替える「こどもの養育費緊急支援事業」と、費用補助を含めた養育費の取り決めのための手続支援を行う「養育費取り決めサポート事業」を実施しているところです。

つきましては、現在の実施状況等及び今後の取り組みについて報告します。

1 こどもの養育費緊急支援事業

(1) 実施状況

① 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により養育費の不払いの状況はこれまで以上に厳しくなっていることから、こどもの手元に養育費がしっかりと届くようにするため、養育費の不払いがあったときに、市が義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分(こども一人につき上限5万円)に限り立替払いをしたうえで、義務者に対して督促を行うものです。

② 受付期間

令和2年7月1日(水)から令和2年8月31日(月)までの2か月間

③ 申込件数(別紙表1)

申込み17件(こども24人分)

うち立替5件(こども7人分) ※9月2日時点

④ 効果

市が養育費を立て替えたことによって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困窮するこどもの手元に養育費が届いたほか、市が義務者に働きかけたことによって、義務者が市による立替前に養育費を支払い、今後の支払いを約束したケースがありました。

(2) 評価・検証

① 対象者 【養育費の債務名義がある市内在住のこども】

債務名義(調停調書や公正証書などの公的文書)は、市が立て替えた養育費を義務者から回収する際のほか、取り決め内容について当事者間の言い分が異なる場合において内容確認に必要となるため、要件として欠かせないと考えます。

なお、債務名義は裁判所や公証役場で作る必要があり、その手続は容易ではないため、8月から「養育費取り決めサポート事業」を実施して、手続の支援と費用の補助などの総合的な支援を図りました。

② 立替期間 【1か月分】

より長い期間を求める声もありますが、一方で「1か月分でも助かる」との声もあります。市からの通知により養育費の支払いが正常化されたケースがあり、養育費の支払いを促す一定の効果があると考えられます。

③ 立替額 【こども一人あたり上限 5 万円】

利用者の養育費平均額は約 4 万円（別紙表 1 参照）であることから、実態に即したものと考えられます。

④ 受付期間 【7～8月の2か月間】

i 受付期間と申込件数の関連

以下の点から、期間内に申込みに至らなかったケースが一定数あると考えられます。

- ・ 受付期間が2か月間と短かったため、事業の対象者（前月分の養育費を受け取れていない者）とならなかった。
- ・ 受付期間の7～8月は、特別定額給付金等の各種給付があったため、当面は家計を維持することができた。

ii 今後の利用希望の見込み

以下の点から、今後も本事業のニーズはあると見込まれます。

- ・ 7月以降の新型コロナウイルス感染症の第2波による雇用・収入状況の更なる悪化などにより、ひとり親家庭への影響は今後も続くと予想されるが、現時点では国・県においてひとり親家庭への新たな給付は予定されていない。
- ・ 「養育費取り決めサポート事業」の利用者より、取り決めをした後に不払いとなった場合、本事業に申し込みたいとの希望がある。

(3) 養育費検討会構成員の意見

- ・ 債務名義取得という入口部分から立替という出口部分まで、総合的に支援することが重要である。
- ・ ダイレクトに顔が見える状況で情報提供をするのが効果的だと考える。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により養育費が途絶えたとの相談は多いので、今後もニーズがあるだろう。

(4) 今後の対応（案）

緊急支援を必要とする状況は続いているため、債務名義の取得を支援する「養育費取り決めサポート事業」とともに、予算の範囲内で本事業を継続します。

① 受付期間

令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）まで

② 対象者

次の i～iii のすべてを満たす人

i こどもが市内に住んでいる

（申込時まで3か月以上継続して住民登録をしている）

ii 調停調書や公正証書などの債務名義で養育費の取り決めをしている

iii 申し込んだ月の前月分の養育費を受け取れていない

（なお、9月は申込みを受け付けていないことに鑑み、10月の受付分限り、8月分または9月分の養育費を受け取れていない人とする。）

2 養育費取り決めサポート事業

(1) 概要

市が、養育費の債務名義（調停調書や公正証書などの公的文書）を取得するための
の
手続支援と費用補助を行います。

(2) 受付期間

令和2年8月3日（月）から令和3年3月31日（水）まで

(3) 申込件数（別紙表2） ※9月2日現在

6件（こども13人分）

うち費用補助5件（こども12人分）、相談対応2件（こども4人分）

3 こどもの養育費に関する検討会

(1) 開催の延期

本市における養育費に関する施策を検討する「こどもの養育費に関する検討会」
第4回の開催を本年5月と8月に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症
の拡大防止のため、開催を見送りました。

(2) ヒアリングの実施

検討会の開催に代えて、以下のとおり、検討会の構成員に対して個別にヒアリン
グを行いました。

① 実施時期

令和2年8月17日（月）から令和2年8月21日（金）まで

② ヒアリングで出された主な意見

i こどもの養育費緊急支援事業について

前記1(3)のとおり

ii 養育費取り決めサポート事業について

- ・ 敷居が高い裁判所や法律事務所ではなく、市民にとって身近な市役所が取
り決めを支援することは意義がある。

iii 今後の取り組みについて

- ・ 様々な取り組みを行ってきたので、成果や課題の整理が必要である。
- ・ 養育費の公的立替などは一自治体での実施には限界があることから、
国に対して制度化へ向けた提案を行ってはどうか。

(3) 今後の予定

第4回検討会の開催については、10～11月頃を目途に、WEB会議での実施
も含めて検討します。

【参考】これまでの開催状況と検討内容

第1回 令和元年10月11日（金）

市の取り組み・諸外国の状況の報告、養育費施策の検討

第2回 令和元年11月18日（月）

検討項目の整理（債務名義化支援、市単独の立替など）

第3回 令和2年3月26日（木）

養育費立替回収モデル事業案の検討

表1 こどもの養育費緊急支援事業

| 番号 | 監護親 (申込者) | 債務名義 | 養育費額 (1人) | こどもの数 | 未就学 | 小学生 | 中学生 | 高校生 以上 |
|----|--------------|------|--------------|-------|-----|-----|-----|-----------|
| 1 | 母 | 調停調書 | 30,000 | 1 | | 1 | | |
| 2 | 母 | 調停調書 | 40,000 | 2 | | 2 | | |
| 3 | 母 | 調停調書 | 10,000 | 2 | | 2 | | |
| 4 | 母 | 調停調書 | 30,000 | 1 | | 1 | | |
| 5 | 母 | 調停調書 | 20,000 | 2 | | 1 | 1 | |
| 6 | 母 | 調停調書 | 40,000 | 1 | | | | 1 |
| 7 | 母 | 調停調書 | 30,000 | 2 | | | 1 | 1 |
| 8 | 母 | 調停調書 | 40,000 | 2 | | | 1 | 1 |
| 9 | 母 | 調停調書 | 30,000 | 1 | | 1 | | |
| 10 | 母 | 公正証書 | 30,000 | 1 | | 1 | | |
| 11 | 母 | 公正証書 | 25,000 | 2 | 1 | 1 | | |
| 12 | 母 | 公正証書 | 100,000 | 1 | 1 | | | |
| 13 | 母 | 公正証書 | 50,000 | 2 | | 1 | 1 | |
| 14 | 母 | 公正証書 | 110,000 | 1 | 1 | | | |
| 15 | 母 | 公正証書 | 30,000 | 1 | | 1 | | |
| 16 | 母 | 審判書 | 39,000 | 1 | | 1 | | |
| 17 | 母 | 和解調書 | 20,000 | 1 | | 1 | | |

| 合計(人) | 調停調書 | 平均(円) | 合計(人) | ～6歳(未就学) |
|-------|------|---------|--------|--------------|
| 17 | 9 | 39,647 | 24 | 3 |
| 母 | 公正証書 | 最大(円) | 子1人(件) | 7歳～12歳(小学生) |
| 17 | 6 | 110,000 | 10 | 14 |
| 父 | 審判書 | 最小(円) | 子2人(件) | 13歳～15歳(中学生) |
| 0 | 1 | 10,000 | 7 | 4 |
| | 和解調書 | | | 16歳～(高校生以上) |
| | 1 | | | 3 |

表2 養育費取り決めサポート事業

| 番号 | 監護親 (申込者) | こどもの数 | 未就学 | 小学生 | 中学生 | 高校生 以上 | 費用補助 | 相談対応 |
|----|--------------|-------|-----|-----|-----|-----------|------|------|
| 1 | 母 | 2 | 2 | | | | 公正証書 | |
| 2 | 母 | 2 | 2 | | | | 公正証書 | |
| 3 | 母 | 2 | 1 | 1 | | | 公正証書 | |
| 4 | 母 | 3 | | 1 | 1 | 1 | 調停申立 | |
| 5 | 母 | 3 | | 1 | | 2 | 調停申立 | ○ |
| 6 | 母 | 1 | | 1 | | | — | ○ |

| 合計(人) | 合計(人) | ～6歳(未就学) | 費用補助 | 相談対応 |
|-------|--------|--------------|------|------|
| 6 | 13 | 5 | 5 | 2 |
| 母 | 子1人(件) | 7歳～12歳(小学生) | 公正証書 | |
| 6 | 1 | 4 | 3 | |
| 父 | 子2人(件) | 13歳～15歳(中学生) | 調停申立 | |
| 0 | 3 | 1 | 2 | |
| | 子3人(件) | 16歳～(高校生以上) | | |
| | 2 | 3 | | |

インクルーシブ施策の取組状況について

本市は、SDGs の理念に沿った「誰一人取り残さない・やさしいまちづくり」に向けて、各種計画への当事者参画の推進や、障害者への合理的配慮の提供に係る助成制度の創設など各種施策に取り組んでまいりました。

また、今年度は新型コロナにより、人との距離の確保や外出・接触の自粛が求められるなか、高齢者や障害者など支援が必要な人の孤立を防ぐため、新たに「緊急アンケート」を実施し、一人ひとりの困りごとに寄り添う取組を行いました。

一方で、(仮称)あかしインクルーシブ条例の検討については、緊急アンケートなどコロナの影響による具体的支援を優先して推進している現状に加えて、この未曾有の感染症による社会への影響を検証して条例に反映するため、検討期間を1年延長し、来年度中の制定に向けて取り組んでまいりたいと考えていますので、ご報告いたします。

1. 緊急アンケートの実施(5/末～)

サポート利用券(対象:70歳以上の高齢者、障害者)に緊急アンケートを同封し、寄せられた困りごとに応じて、電話や訪問、お手紙による情報提供などで必要な支援に繋げる取組を行いました。

(1) 返信状況等 ※8月28日現在

- ・送付数:69,474通
- ・返信数:21,512通(送付数の31.0%)
- ・対応実績:644件(返信数の3.0%)

(2) 対応実績の内訳(644件)

本人が連絡を希望されている場合(178件)だけでなく、困りごとの記載内容により対応が必要と判断した場合、連絡訪問等で支援を行いました。

| 困りごとの内容 | 電話 FAX | 訪問来庁 | 手紙ほか | 計 |
|-----------------|--------|------|------|-----|
| ①不安心配、話を聞いて欲しい | 105 | 86 | 151 | 342 |
| ②コロナ感染時の対処方法 | 4 | - | 2 | 6 |
| ③特別定額給付金 | 5 | - | 2 | 7 |
| ④生活保護・生活再建・市営住宅 | 13 | 3 | - | 16 |
| ⑤事業主に対する支援 | - | - | 3 | 3 |
| ⑥障害者手帳、寿優待乗車制度 | 3 | - | 1 | 4 |
| ⑦税や国保の減免・支払相談 | 4 | 1 | - | 5 |
| ⑧法律や養育費の相談 | 2 | - | 1 | 3 |
| ⑨その他問合せ | 43 | 1 | 214 | 258 |
| 計 | 179 | 91 | 374 | 644 |

2. (仮称) あかしインクルーシブ条例の検討

本市が目指す「誰一人取り残さないまちづくり」に向けた、包括的指針となる条例の制定に向けて、有識者や当事者団体、支援者団体などからなる検討会を設置して、検討を進めています。

(1) 検討会の開催状況

| | 開催日 | 検討内容 |
|---|-------------|--------------------------|
| 1 | 2018. 8. 27 | ・条例イメージの共有、課題の抽出 |
| 2 | 11. 12 | ・抽出課題についての意見交換 |
| 3 | 2019. 1. 30 | ・中間とりまとめ案の提示、意見交換 |
| 4 | 5. 16 | ・条例骨子案の提示、意見交換 |
| 5 | 8. 8 | ・条例検討1年延長を確認。条例各論部分の意見交換 |
| 6 | 2020. 1. 29 | ・条文素案の提示、当時者参画制度の意見交換 |
| 7 | ※7. 30 (延期) | ・条例素案の確定 |

※2020年7月の検討会(最終)はコロナの影響を踏まえて延期しています。

(2) 今後の方針(案)

コロナの感染防止策や新しい生活様式では接触を避けることが前提であり、地域の見守り活動などが制限され、孤立化の進展が懸念される状況にあります。

こうしたコロナによる社会的影響について、条例検討会で議論するため、検討期間を1年延長し、2021年度末までに条例を策定します。

(3) 検討スケジュール(案)

| 時期 | 取組項目 | 概要 |
|------------|------------|--|
| 2020年度 10月 | 委員との個別意見交換 | ・条例に盛り込むポイントの整理 ・アンケートから見えた課題など意見交換 |
| 3月 | 〃 | ・条例(事務局案)の提示、意見交換 |
| 2021年度 10月 | 条例検討会(最終) | ・条例案の決定 |
| 12月 | 議会報告 | ・条例素案について報告 |
| 1月 | パブコメの実施 | ・市民意見聴取(1ヶ月程度) |
| 3月 | 議会提案 | ・条例議案の提案 |
| 2022年度 4月 | 条例施行(予定) | |

※2021年度 of 取組(条例検討会やパブコメ)は、コロナの終息状況等を踏まえて多少前倒しとなる可能性があります。

【参考】緊急アンケート概要

(1) 送付概要

- ◇送付対象：70歳以上の高齢者及び障害者手帳をお持ちの障害者
- ◇送付数：69,474通
- ◇返信数：21,512通（送付数の31.0%）
- ◇送付物：①緊急アンケートハガキ、②サポート利用券、③高齢障害ダイヤルチラシ
④サポート利用券及びアンケート説明書、⑤個人情報保護シール

(2) 新型コロナの影響で困っていること（方式、重複あり）

| | ①生活費 | ②体調面 | ③介護・介助 | ④買物・外出 | ⑤その他 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 1,203件 | 3,864件 | 593件 | 7,924件 | 1,020件 |
| 割合 | 5.6% | 18.0% | 2.8% | 36.8% | 4.7% |

(3) 自由意見（抜粋）

- ・サポート券やアンケートなど市民一人ひとりを気遣ってくれることが嬉しい。
- ・子や孫など家族の収入が減ったため、経済的な援助が減った。
- ・まだまだ働きたいので、働き口を紹介してほしい。
- ・コロナの正確な情報が入らず、毎日が不安で眠れない。
- ・外出できないことにより、足腰を中心に体力が衰えている。
- ・自分が倒れた場合、病気の夫（妻）の介護をどうすればよいのか心配。
- ・コロナにより、病院や老人ホームに入っている夫（妻）と面会できない。
- ・こども（障害有）の学校がない為、介護による精神・身体的な負担感が強い。
- ・外出自粛に伴い、人との会話が減り孤独を感じる。気分が塞ぎ込む。
- ・持病を抱えているが、病院やバス等での感染が怖くて通院を控えている。
- ・通院頻度を減らすため、薬を多く出してほしい。
- ・こども（障害有）がマスクをつけられない。外出の際に周りの目が気になる。
- ・障害者はマスクや消毒液などの入手が特に難しい。市を通じて購入できるような仕組みがあれば助かる。
- ・単身世帯なので将来の孤独死が心配。
- ・新聞を取っていないため、広報紙での情報入手ができない。

LGBTQ+／SOGIE施策の推進について

本市では、LGBTQ+（性的マイノリティ）を含むすべての市民が、自分自身を大切に、自分らしく生き、そして互いを認め合える「ありのままがあたりまえ」のまちを目指しています。本年4月には、SDGs推進室にLGBTQ+／SOGIE施策担当として当事者でもある専門職員を配置し、当事者が抱える生きづらさや困難に寄り添いながら、性の多様性に関する理解を広めるための様々な取組を進めています。

1 専門相談窓口「明石にじいろ相談」の開設

LGBTQ+当事者やその家族、支援者、学校の先生、事業者など、様々な方からの相談に対応するため、専門相談窓口を本年7月1日に開設しました。

LGBTQ+／SOGIE施策専門職員2名が対応し、相談にとどまらず、必要に応じて、関係部署や関係機関との調整等のきめ細やかな支援を行います。

(1) 相談方法

- ア) 電話相談 毎週木曜日 12:30～16:30（祝日・年末年始を除く）
- イ) メール相談 専用アドレスへ寄せられた相談に、2開庁日以内に返信
- ウ) 来所相談 毎月第1・第3水曜日 13:00～15:50（祝日・年末年始を除く）

(2) 相談実績

ア) 主な相談内容

- ・家族に自分の性自認を受入れてほしい。
- ・ホルモン治療を受けることができる病院を教えて欲しい。
- ・子どもが性別違和を感じており、中学進学時に制服となることが不安

イ) 相談件数（8月末現在）

| 相談の種類 | 相談件数 | | 合計 |
|-------|------|-----|-----|
| | 7月 | 8月 | |
| 電話相談 | 7件 | 12件 | 19件 |
| メール相談 | 1件 | 3件 | 4件 |
| 来所相談 | 3件 | 3件 | 6件 |
| 合計 | 11件 | 18件 | 29件 |

2 啓発・研修の取組

(1) 啓発

広報あかし7/15号では、性的指向や性自認についてわかりやすくイラストで紹介したほか、明石にじいろ相談についても掲載しました。また、市ホームページでは明石にじいろ相談の概要はもとより、用語解説やQ&Aを掲載するなど、必要な情報を得ていただくきっかけを提供しています。

(2) 研修

ア) 市職員研修

8月に入庁3年目の職員を対象にアンケートを実施した上で、担当職員とのオンラインによる意見交換型の研修を実施しました。今年度中には、パートナーシップ制度やLGBTQ+/SOGIEについて理解を深める全庁的な研修の実施を予定しています。

イ) 教職員研修

来年1月実施予定の教職員初任者研修の「まちづくり研修」の中で、人権に係るカリキュラムとしてLGBTQ+/SOGIEについて理解を深める研修を実施します。また、職員会議の前後など、学校現場の求めに応じた内容で実施できる研修もあわせて提案し、実施していきます。

3 パートナーシップ制度の実施

パートナーシップ制度とは、同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であると届出されたことを公に証明する制度です。

パートナーシップ届出を行っても、婚姻関係にある夫婦に法律上認められている効果（相続等の財産上の権利、税金の配偶者控除等）は発生しませんが、パートナー同士で家を借りる場合や、病院等での手続きにおける不自由が解消されるといった効果が得られます。

すでに59自治体が導入しており、本市でも導入に向けた検討を進めています。

(1) 要件案

ア) 成人であること

イ) いずれかが本市に住所を有し、または市内への転入を予定していること

ウ) 配偶者がいないこと及び相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと

エ) 双方が近親者でないこと（ただし養親子関係にある者は除く）

※上記要件を満たしていれば、同性カップルであることや性的マイノリティを含むことは問いません。

(2) 手続

ア) 届け出をしようとするお二人に、届出書及び必要書類（※）を提出していただく

※必要書類は、住民票の写し、戸籍謄本（または独身証明書）等を予定

イ) 職員が必要書類の審査及び本人確認を行う

ウ) 要件を満たすことが確認できたら、受理証明書を作成

エ) 届け出たお二人に来庁いただき、受理証明書を交付する

(3) 他自治体のパートナーシップ制度実施状況

ア) 全国の自治体の状況

制度を導入している自治体 59 自治体 (2020 年 9 月 1 日現在)

(内訳)

- ・ 都道府県 2 自治体 (茨城県、大阪府)
- ・ 東京 23 区 7 自治体 (渋谷区、世田谷区、中野区、江戸川区、豊島区、港区、文京区)
- ・ 市町村 50 自治体

イ) 県内の自治体の状況 (2020 年 9 月 1 日現在)

6 自治体が導入済み (宝塚市、三田市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、川西市)

(4) 今後のスケジュール (案)

9 月 25 日 総務常任委員会にて制度概要を報告

10 月 1 日～31 日 パブリックコメントの実施

11 月上旬 パブコメ結果のとりまとめ

12 月上旬 総務常任委員会にてパブコメ結果と要綱案の報告

1 月中旬 パートナーシップ制度スタート

「(仮称)明石市パートナーシップ制度」素案について

1 趣旨

明石市では、性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての市民が自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指しています。

本年4月には、SDGs推進室にLGBTQ+／SOGIE施策担当を設置し、SOGIEにおいて少数であるLGBTQ+当事者とともに、明石にじいろ相談をはじめ、LGBTQ+の生きづらさや困難を軽減する様々な取組をまちづくりの一環として進めています。

SOGIEは特定の人を指す言葉ではなく、すべての人の性的指向(どんな性別を好きになるか)、性自認(自分はどんな性別だと思っているか)、性表現(どんな性別の服装、髪形を望んでいるかなど)を表す言葉です。

SOGIEをすべての市民に関わるテーマととらえ、どのようなSOGIEであっても、誰もが人生のパートナーとともに安心して暮らすことのできる環境を整備することを目指して、「(仮称)明石市パートナーシップ制度」を創設します。

2 制度の概要

互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを表明した2者が市に届出をし、市がその届出を受理したことを公に証明する制度です。届出者のSOGIEは問いません。

制度の導入と合わせて、市が様々な関係機関へのはたらきかけを続けることで、パートナー同士で家を借りる場合や、病院等での手続きにおける不自由などの解消を目指します。

パートナーシップ制度は、法律上の婚姻とは異なるため、届出をしても法律に基づく権利・義務は発生しませんが、事業者や関係団体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、効果を高めるための取組を進めていきます。

3 届出要件

- (1)成人であること
 - (2)いずれかが本市に住所を有している(または市内への転入を予定している)こと
 - (3)配偶者がいないこと
 - (4)当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
 - (5)双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと
(ただし養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く)
- ※上記要件を満たしていれば、届出者のSOGIEは問いません。

4 届出方法

パートナーシップ届にそれぞれが所定の事項を自署し、必要書類を添えて市長に提出する。

5 必要書類

- (1)現住所を確認できるもの(住民票の写し等、転入を予定している場合はその旨が確認できる書類)
- (2)独身であることを証明する書類(戸籍抄本、婚姻要件具備証明書等)
- (3)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真が貼付されているもの)

6 交付書類

パートナーシップ届受理証明書(転入予定者には転入予定者受付票を先行して交付し、転入後にパートナーシップ届受理証明書を交付)

7 証明書の返還

パートナーシップが解消された場合など、対象者の要件に該当しなくなったときは、証明書を返還していただきます。

8 制度の名称

名称案は次の通りです。名称案に対する意見や名称の提案なども募集します。

(案1)明石市パートナーシップ制度

すでにいくつもの自治体が使用している「パートナーシップ」を用いた案です。お二人が「対等な関係であること」と「つながり」をともにイメージできること、制度の趣旨が伝わりやすいこと、などが特徴です。

(案2)明石市ファミリーシップ制度

家族のつながりを意味する「ファミリーシップ」を用いた案です。お二人が今後の人生を「家族」として過ごしていくための届出制度であり、生活の様々な場面の中でお二人が「家族である」ということを表明できることにより、具体的な効果へつながることを目指します。

(案3)明石市結婚関係届出制度

実態としては結婚に相当する関係でありながら、婚姻制度を利用できない又は利用しづらい状況にあるお二人の人生を応援する意味を込めて「結婚」を用いた案です。婚姻制度とは異なりますが、お二人が「結婚関係」であることを届け出てもらい、証明する形となります。

9 その他

- ・戸籍上の氏名と合わせて通称名を記載して届出することができます。
- ・届出は郵送でも可能ですが、証明書の交付を受ける際には、本人確認のため原則 2 人で来庁していただきます。(やむをえず来庁できない理由がある場合は別途対応します。)
- ・住所や連絡先等の届出事項に変更があった際は、変更届を提出いただきます。
- ・証明書を紛失した際や記載された氏名の変更があった際は、再交付を受けることができます。
- ・市は、本制度や証明書の趣旨が十分に理解され、社会生活における様々な場面において、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。

J T跡地の活用状況について

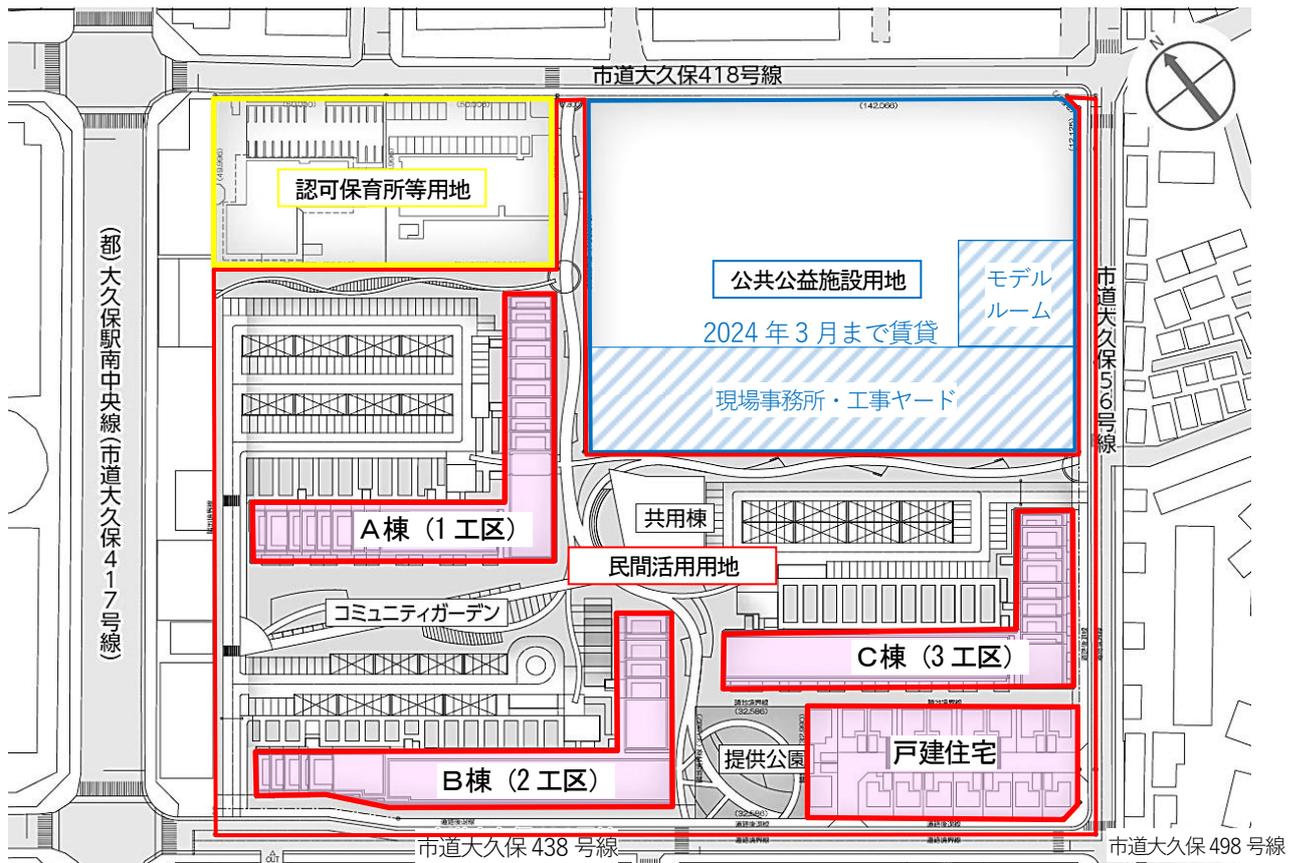
日本たばこ産業(株)特機事業部の跡地（以下「J T跡地」という。）につきましては、2018年12月の市議会における市有土地処分に係る議案の議決を経て、その一部を売却し民間開発により周辺と調和のとれた住環境の整備を行っているところです。

つきましては、民間開発の状況などについて、次のとおり報告します。

1 土地の活用状況

| 区分 | 面積 | 現在の状況 |
|--------------|------------|---------------------|
| (1) 公共公益施設用地 | 15,150.82㎡ | モデルルーム及び現場事務所として賃貸中 |
| (2) 認可保育所等用地 | 5,099.32㎡ | 2019年4月 開園（2園） |
| (3) 民間開発用地 | 35,680.18㎡ | 開発工事中 |
| 合 計 | 55,930.32㎡ | |

（土地利用計画図）



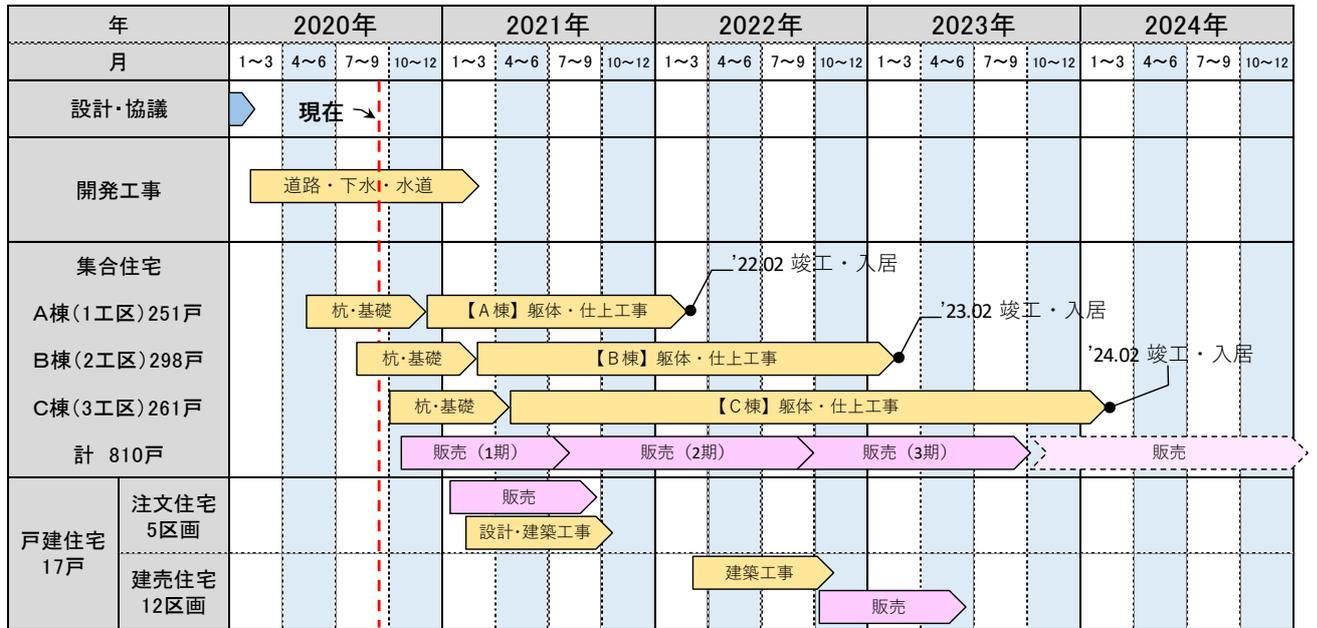
2 民間開発の概要

- 事業主 関電不動産開発(株)、三菱地所レジデンス(株)、J R西日本不動産開発(株)、住友林業(株)
- 開発概要 マンション：3棟（810戸（A棟：251戸、B棟：298戸、C棟：261戸））
戸建住宅：17区画（注文住宅：5区画、建売住宅：12区画）

- (3) 開発手続き 2020年1月21日：開発許可、2月6日：工事着手
 (4) 民間開発に伴う周辺整備

| | 開発前 | 開発後 | 備考 |
|----------------|--------------|-------------|--------------------|
| 東側市道（大久保56号線） | 幅員9.2m(片側歩道) | 幅員13m(両側歩道) | |
| 南側市道（大久保438号線） | 幅員8.3m(片側歩道) | 幅員13m(両側歩道) | ・西側交差点部には、右折レーンを新設 |

(5) 開発スケジュール



※販売計画は工事状況・販売状況等により変更となることがあります。

(6) 販売スケジュール

(集合住宅) 専有面積：59.22～108.77㎡、販売価格帯：2,900～6,000万円（予定）

| 時期 | 内容 |
|------------|-------------------|
| 2020年10月下旬 | モデルルームオープン・優先案内開始 |
| 〃 11月下旬 | グランドオープン（一般受付） |
| 2021年2月下旬 | A棟契約開始（2022年2月入居） |
| 〃 9月頃 | B棟契約開始（2023年2月入居） |
| 2023年2月頃 | C棟契約開始（2024年2月入居） |

(戸建住宅) 土地面積：117.35㎡～148.50㎡（予定）、販売価格：未定

| 時期 | 内容 |
|-----------|--------------------|
| 2021年1月頃 | 注文住宅（5区画）販売開始 |
| 〃 2月頃～ | 注文住宅（5区画）設計・建築工事開始 |
| 2022年3月末頃 | 建売住宅（12区画）建築工事開始 |
| 〃 10月頃 | 建売住宅（12区画）販売開始 |

3 公共公益施設用地の活用について

現在、一部を2024年3月までモデルルーム及び工事ヤード等の用地として賃貸しているところです。今後の具体的な活用方法については、大久保地区はもとより、本市のまちづくりの方向性や公共施設のあり方等を踏まえた上で、検討を進めてまいります。

居住者も地域住民も、笑顔でつながる。

大久保の憧れ、フラッグシップとしての「住みたい、住み続けたいまち」を実現します。

フラッグシップ事業 緑豊かな居住空間 安心・安全の住環境 コミュニティ形成

「コミュニティHUB」(共用棟)



多世代交流を持続的・自発的に創出する、まちの「シンボル」となる場所。

共用棟 1階

1階は地域に開放し、コミュニティ形成・地域交流のきっかけを創出します。学童サービスなどの子育て支援や多世代交流の拠点となり、災害時には、まちの防災をサポートする役割も担います。

- オープンラウンジ
- スタディスペース
- まちカフェ
- セミナールーム (多目的ルーム)
- コンシェルジュカウンター
- 防災倉庫
- ライブラリー
- 管理室

共用棟 2階

雨天時も子どもが笑顔で遊べる場所を提供。各種セミナー・イベントなども展開し、ソフト・ハード両面で多世代交流・新たなコミュニティ形成を実現します。

- キッチンスタジオ (多目的のルーム)
- ママ・キッズルーム
- ライブラリー
- ゲストルーム



「community ribbon」が結ぶ、ひと、自然、まち、未来。

愛犬とのびのび遊べる、天然芝生のドッグラン

小鳥が集まるバードバス 野鳥が好む木と、巣箱を設置



バードバス キビタキ メジロ

シンボルツリーとなるのは、明石市の木「キンモクセイ」



キンモクセイのテラス

食育・環境教育の場としても役立つ各種ガーデン



アウトドアキッチン ファームガーデン レイズドベッド

車いすの方にも配慮。多世代交流の生まれるゾーン



レイズドベッド コミュニティ花壇 遊びの広場 (提供公園)

先進の「スマートコミュニティ」構想、防災・減災・見守りアイデアで、安全・安心の暮らしを支えます。

スマートコミュニティ構想

地域の特性を活かしたエネルギーの「創・蓄・省・繋」により、メリットの最大化とリスクの最小化を図り、まちの魅力を高めます。

- オール電化 災害時に比較的早い復旧が見込めるオール電化採用により、防災・減災力を高めます。また、エコキュートのタンク内の水は、災害時の断水時期において、非常用の生活用水として活用できます。
- 一括受電 マンション全体で電力を一括受電し、マンション共用部等のエネルギーを最適管理することで省エネを促進。蓄電池システムを活用したマンション間の電力融通で電気料金の削減を図ります。
- 再生可能エネルギー 太陽光発電や風力発電を利用して、効率的にエネルギーを創出し、すぐに使わないエネルギーは蓄熱槽(エコキュートタンク)や蓄電池に蓄えておき、平常時のピークカットや非常時の電源として活用します。
- V2X 災害時にはマンション各棟に配した蓄電池や電気自動車の蓄電池を利用して共用棟等に電力供給できます。また「非常時特定供給」として提供公園等に配電し、周辺地域の方も使える充電ステーションとしての貢献も可能です。

24時間体制タウンセキュリティシステム

「コミュニティHUB」(共用棟)には警備員立寄所(管理室)などを設置。敷地内ではセグウェイによる循環警備を行う等、「見える」セキュリティを展開し、まち全体の防犯効果を高めます。

敷地内の要所要所に防犯カメラ、防犯センサー、火災等の災害発生を検知する異常感知センサーを設置。24時間365日体制であらゆる警報を監視し、まちの安全を支えます。

見守りサービス「OTTADE」(オッタデ) [地域連携型]

児童が携帯した見守り端末を地域の見守り人や移動基地局が検知し、その結果を保護者がスマートフォン等で位置情報履歴として確認できるサービスをご用意します。



写真はイメージです。

明石の住宅開発のシンボルとして、多世代交流の機会が生まれる場所。 四季の豊かさを堪能できる遊歩道は、公共空間として地域にも開放します。



計画地全体

- ・JR大久保駅南地区 都市景観形成基準を踏まえ、地区レベルでの豊かな緑のネットワークの形成、うるおいや季節感の演出等により良好な居住環境を創出します。
- ・まとまった緑を連続して配置することで、周辺地域も含めた生き物の生息空間のネットワーク化を図り、生物多様性に配慮した計画とします。また、高木～中木～低木～草本層などの多階層の森林群落とすることで、多様な生物の生息を可能とします。
- ・歩道部には、保水性舗装材を用い、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。

どんぐりの散策路

- ・保育所から見える景色に配慮し、四季の変化があり緑豊かな眺めを創出します。
- ・どんぐりのなる木(ブナ科)など発見の楽しさのある樹種を点在させ、子どもの環境教育に貢献します。

シラカシの並木

- ・どんぐりの散策路につながる常緑のシラカシの並木が緑陰をつくると共に、隣地既設建物への柔らかな緑のスクリーンとなります。

エディブルツリーガーデン

- ・食べられる実のなる木を点在させ、食育、環境教育、住人同士のコミュニケーションに寄与します。

キンモクセイのテラス

- ・明石市の木「キンモクセイ」をシンボルツリーとしたレストスペースを設けます。



グリーンインフラ

- ・ゲリラ豪雨時の雨水一時貯留、流出抑制効果のあるグリーンインフラによる雨水貯留浸透槽を設けます。



グリーンインフライメージ

- ・花や紅葉が楽しめるハナミズキの並木が街路に華やぎと潤いを与えます。

- ・マンションの各住棟エントランスには、明石市の木「キンモクセイ」をエントランスツリーとして配します。

サクラの街角テラス

- ・地域と計画地の結節点に、サクラをシンボルツリーとした地域住民も憩えるレストスペースを設けます。



サクラの遊歩道

- ・敷地内の南北をサクラでつなぐことにより、新しい花見の名所として地域に貢献します。
- ・豊かな緑により、保育所からの眺めとプレイバシーを確保します。
- ・公共施設の外周の緑と一体的な緑陰の憩いの空間とします。

モミジの散策路

- ・モミジを主体とした紅葉木により、地域に秋の名所となる開かれた散策路を形成します。
- ・公共施設の外周の緑と一体的な緑陰の憩いの空間とします。



共用棟

木造2階建：約1,000㎡

水景

- ・通り抜ける風を涼しくするクールスポットとして、夏場の子どもの遊び場を演出します。

野鳥との共生

- ・バードバス、巣箱など鳥を呼び掛けた、鳥の好む樹種(食餌木)を合わせて、適所に配置することで、地域の野鳥を呼び込み、自然観察ができる環境をつくります。

〈食餌木の例〉



〈明石市で多く見られる野鳥〉

出典：「明石公園HP・木・野鳥の自然図鑑」より



ヤマボウシの街路

- ・公共施設用地から連続するヤマボウシの並木が四季の変化を演出し、街路に華やぎと潤いを与え、近隣住宅地区に豊かな景観を提供します。

モミジの街角テラス

- ・地域と計画地の結節点に、モミジをシンボルツリーとした地域住民も憩えるレストスペースを設けます。

駐輪場緑化

- ・駐輪場の屋根を緑化することで、見下ろし景に配慮するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。

遊びの広場(提供公園)

- ・ケヤキの緑のキャノピーが街の顔となる、ゲートプラザを彩ります。

緑地率 21.0%

S=1:1000 0 10 25 50m